

令和5年度滋賀県環境審議会環境企画部会 概要

- 1 開催日時 令和5年(2023年)10月23日(月) 15時00分～16時50分
- 2 開催場所 滋賀県庁大津合同庁舎7-A会議室(大津市松本一丁目2-1)
- 3 出席委員 浅野委員、浅利委員、石川委員、小川委員、上村委員、岸本委員、酒井委員、坂下委員、島田委員、関根委員(代理)、田中委員、玉崎委員、中野委員、仁連委員、野瀬委員、前畑委員、三浦委員(代理)、山本委員、和田委員(以上19名)

4 議事

- (1) 滋賀県環境影響評価条例の一部改正について
- (2) 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について
- (3) 第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について

【配布資料】

会議次第

滋賀県環境審議会環境企画部会委員名簿、配席図

資料1 滋賀県環境影響評価条例の一部改正について

資料2-1 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について

資料2-2 滋賀の環境2023(令和5年版環境白書)原稿案

資料3 第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について

参考資料1 改正地球温暖化対策推進法について

参考資料2 滋賀県環境影響評価条例および環境影響評価法に基づく対象事業一覧

参考資料3 環境アセスメント制度のあらまし

参考資料4 環境配慮基準(県基準)の策定(滋賀県CO2ネットゼロ社会づくり審議会資料)

参考資料5 第五次滋賀県環境総合計画(概要)

参考資料6 第四次滋賀県環境学習推進計画(概要)

参考資料7 滋賀県環境学習推進協議会委員名簿

参考資料8 滋賀県環境審議会条例

参考資料9 オンライン会議に係る注意事項

5 議事概要

- (1) 滋賀県環境影響評価条例の一部改正について

事務局が資料1に基づき、滋賀県環境影響評価条例の一部改正について説明。

(部会長)

確認だが、国が温暖化対策の法律を改正するのに伴って、県のアセス条例も改正すると。国の法律のアセス対象になっている事業については法律に基づいて手続きが実施されるわけだが、それよりも規模の小さい県の条例の対象については、条例の改正をしないと国の法律との整合性が取れないため、改正案を今回審議してもらおうということによいか。

(事務局)

おっしゃるとおりである。1点補足だが、国の法律に基づくアセス手続きについても、県の環境配慮基準が設定されていないと配慮書の省略の規定は適用されないということになる。

(部会長)

承知した。ほかにご意見やご質問はあるか。

(委員)

手続きはこれでよいと思うが、そもそも令和4年4月の法改正で今年度条例を改正しようというのが少し古いなと感じた。私が懸念しているのは市町が促進区域を選ぶ際に、「これはダメ」だと歯止めが効く仕組みを作らないと、市町の独自の判断で環境破壊などの行為が起こってしまわないかということ。手続きの簡略化ということは理解ができるが、例えば太陽光発電のために森林破壊をしてしまうなど、そういったことの歯止めが効くような仕組みについてももう少し補足していただきたい。

(事務局)

県の環境配慮基準の策定にあたっては市町とかなり意見交換をしながら進めている。実際に促進区域がどういった場所に設定されているかという点、米原駅前の既に造成されている空き地など。促進地域に関しては基本的には自然地ではなくて既に造成されているところに設定されるものと考えている。今回の条例改正、県の環境配慮基準の設定については今後も市町に意見を伺いながら、検討を進めていきたい。

(事務局)

環境配慮基準については案を市町の担当課に照会をしているところ。何かご意見等あればそちらに回答をいただければCO₂ネットゼロ社会づくり審議会でも議論していく。できるだけ環境に影響が少ない基準を策定していきたい。

(部会長)

環境配慮基準は今年度末に向けて市町と意見交換しながら進めていくということか。

(事務局)

資料1のスケジュールにある通り、市町からのご意見をふまえて、11月中に第3回のCO₂ネットゼロ社会づくり審議会にて審議し、パブリックコメントで広く意見を照会する。年度内に県の基準を策定する予定。

(委員)

環境条例の改正は一種の規制緩和になるということだが、手順が前後しているという印象を受けた。環境配慮基準がこの規制緩和を行っても問題ない範囲であることが大きな前提になるが、環境配慮基準がどうなるかということはまだ決まっていない状態で、規制緩和についての議論が先行しており、本来であればあまりよろしくない状態。とはいえ、県のほうも色々と検討していただいていると思うので、もしよろしければCO₂ネットゼロ社会づくり審議会のほうで前回どのような議論があったのかということをご共有していただきたい。

また、規制緩和がされる場合のセーフティネットを違反した人がいた場合、罰則があるほうがよいと思うが、それについてはどのように考えているか。

(事務局)

CO₂ネットゼロ社会づくり審議会での議論についてだが、前回は大きく2つのご意見があった。1つは「促進区域の考え方が規制なのか、促進なのかがわかりづらい」ということ。

もう一つは、「除外すべき事項等の中で、農地をどう考えるのか」ということについて。農地でも太陽光発電を進めていくべきという意見がある一方で、やはり食糧生産の関係で太陽光発電の設備を設置するのが適しているのかということが議論になるのではないかという意見もいただいている。県でもそのようなご意見を踏まえ、先日の議会でも報告をさせていただいたところ。第3回の審議会に向けて調整をしていく。

(事務局)

罰則について回答する。このアセス手続き自体が、規制ではなくて手続法という位置づけになっており、基本的に許認可と紐づいているもの。例えば太陽光発電であれば、最終的に電気事業法で許可が出されるということになるが、アセス手続き自体をやっていても罰則はないが、その後紐づいている許認可がなされないということになる。アセス制度の性質上、アセス条例の中で罰則を設けるとするのは難しい。

また、この配慮書手続きの省略自体は手続きの緩和というよりは、促進区域の立地選定

が済んでいるという扱いの改正になる。具体的に現地で調査をして、環境への影響がどのくらいあるのかということが方法書手続、準備書手続の中でしっかりと検討がなされ、その後環境配慮、環境保全措置が講じられるということになるので、基本的にはこの配慮書手続については促進区域内であれば省略しても差し支えないということになる。

(委員)

説明をきくと理解ができたが、資料を見ただけではそこまでわからないので、もう少し詳しく書かれていると初めて見た人も安心できると思う。

(2) 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について

事務局が資料 2-1、2-2 に基づき、第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について説明。

(委員)

資料 2-1 の 4 ページ「県域からの温室効果ガス排出量」というのはまだ 2022 年までしかデータが揃っていないということを伺った。目標として「2030 年度に 711 万 t-CO₂」と書かれてあるのは、滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画に書かれている目標ということだと思うが、3 ページの評価では「滋賀県基本構想で定める年次目標と比較して評価をしています」と書かれており、A 評価となっている。もし評価を基本構想に定める目標と比較して評価するのであれば、4 ページに書かれている目標の数値も基本構想のものと合わせるべきではないか。

また、先ほど担当課から CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画のときにつくった 711 万 t という目標は既に今年の 3 月にでた基本構想に載っていると伺ったが、3 ページの評価では 2017 年に出た基本構想の中にある古い目標と比較して A 評価としているのは適切なのか。

(事務局)

4 ページにある「2030 年度に 711 万 t-CO₂」という目標値では評価ができないということで 3 ページでは基本構想の中での目標値を使用して評価をしている。しかし、ご意見のとおりわかりづらくなっているので、整合がとれるように検討する。

(委員)

ぜひそうしていただきたい。この A 評価を見たときに県民は「滋賀県は今のままでいいんだ」と思うが、実際は書かれている目標が現在設定されているものより低いものであるからであって、滋賀県が今温室効果ガスを減らしていけているということではない。来年この評価が公表されて県民がそれに従って行動をしてしまうことで、温室効果ガスを

削減していくという目標に対して後手後手になってしまう。そうすると 2030 年に掲げている目標を達成できなくなるので、記載の修正をお願いします。

また、先ほど CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画では年次目標がないということを伺ったが、2030 年までの間、どのように評価をしていくのか。

(事務局)

温室効果ガス排出量の数字自体は公表しているが、2030 年の目標に対してどういう進捗になっているかということがわかりづらいというご意見は CO₂ ネットゼロ社会づくり審議会でもいただいている。温室効果ガス排出量については様々な要因が絡んでくるので年次ごとの目標が設定しづらいというのはご理解をいただいている一方で、一定の目安がないと進んでいるのかそうでないのかということがわからないと言われている。昨年度の審議会では、例えば 2013 年度の基準年があり平均的に年次ごとに削減していくという仮定をした場合に、最新の 2020 年の数値の評価はどうかということ報告した。それを見ると、仮定した場合の数値よりは進んでいるという評価になる。ただ、もともと温室効果ガスの排出量や環境負荷の低減というのは技術的に、初めの段階に進む幅が大きく、後半になるにつれて難しくなるだろうとご意見をいただいております、仮定した数値を上回っているから削減が進んでいると判断するのではなく、さらに頑張っていく必要があると考えている。

(委員)

来年度以降は、先ほどおっしゃった 2013 年度から年次ごとの目標数値を算出したグラフを用いて評価をしていくということか。

(事務局)

その評価が正しいのかどうかという議論はあるが、実際に計画の中で年次ごとの評価を定めていない以上、現在のやり方で評価をしていくほかないと考えている。

(委員)

3 ページの「再生可能エネルギー導入量」と「CO₂削減貢献量」の評価については「目標値を 2030 年度または 2025 年度としているため、令和 4 年度では評価をしていない」という記述があるが、例えば「産業廃棄物の最終処分量」については「目標値は 2025 年としているが達成見込みをふまえて評価する」とある。「再生可能エネルギー導入量」と「CO₂削減貢献量」も同じように評価することができないのはなぜか。

(事務局)

「再生可能エネルギー導入量」や「産業廃棄物の最終処分量」については令和 4 年度の

数値がないため、どのように評価をしていくべきかという課題がある。事務局としては何らかの方法で見える化できればという思いから注釈付きで評価している場合があるが、指標ごとで性質も異なるということを御理解いただきたい。

(委員)

「温室効果ガス排出量」について、現時点での数値があって、目標に向けてどのくらい毎年減らしていかないといけないかというのは単純に年数で割った数値が目安になると思うが、それと実際の数値を比べるとほとんど減っていない。

基準年とされている 2013 年は、原発事故により火力発電が盛んであった影響で最も温室効果ガス排出量が多くなっている年である。そこから年々減っていき、現時点の数値は原発事故の前の 2009 年の数値にやっと戻ったという状態で、このままの推移では 2030 年の目標を達成するのは非常に難しいと思う。それを達成するためにも、毎年どれくらい減らしていかなくてはいけないのかということがわかるよう評価方法を考えていただきたい。

(委員)

「環境先進県」を目指すという思いはあると思うが、それをさらに強く打ち出すよう全県をあげて取り組んでいかないと目標達成は難しいと思う。1市4町の広域行政組合で新しいごみ処理施設、トンネルコンポスト方式を導入することを検討しており、これがうまくいくのかどうかということが県全体の 2030 年、2050 年の目標達成に大きく寄与していくことだと思う。県のほうでも情報共有をしていただき横断的に環境問題に取り組むということに関するリーダーシップをとっていただきたい。

また、彦根市の水浴場調査判定状況が今年度「B」となってしまい、何か我々が対策できることがあれば教えていただきたい。

(事務局)

琵琶湖のいくつかの水浴場について、開設前と開設中で水質の調査をし、公表している。ご指摘のとおり、以前の状況に比べて悪化している所も見受けられる。ただ、水浴場として利用不可ということではなく、以前より悪くなったとは言え「不可」ではなく、運営ができないということではない。水質が傾向的に悪くなってきていることに関しては我々の持っている限りの知見を彦根市の担当課とも共有させていただき、その上で、水浴場として開設するかどうかの判断は市町ごととなる。個別の相談も受け付けているので、一緒に検討していきたい。

(部会長)

これは、大腸菌の測定方法が変わったから、結果が変わったということか。

(事務局)

最近、環境基準の大腸菌群数が大腸菌数に変更されたが、水浴場の水質検査は、「ふん便性大腸菌群数」を測定しており、この項目および測定方法は変更されていない。また、彦根市の水質評価である「B」について、ふん便性大腸菌群数の値で見ると100個/100ml以下で検出されたため「A」であるが、CODの値が3を超えたため「B」という評価になっている。

(委員)

資料2-2の26ページ上のほうの魚の写真が「ニゴロブナ」と書いてあるが、これはビワマスかワタカかどちらかだと思う。

また、32ページ余呉湖のCOD・BODの経年変化のグラフだが、令和4年度にCODの値が南湖も北湖もあがっているように見えるが、これはなぜか。

(事務局)

手元に資料が無いため、後日回答させていただく。

【後日回答】

余呉湖のBOD、CODのグラフは、年4回（5月、8月、11月、2月）の水質調査結果の平均値を用いて作成している。

このグラフのうち、BOD、COD値の上昇が見られた令和2～4年度は、8月の値が高くなっていたが、これは、夏場に植物プランクトンが増加していたことが影響したものと考えている。

なお、本年の8月の水質調査ではBOD、COD値は平年並みであったことから、BOD、COD値の上昇傾向は、一旦収束したものと考えているが、引き続き水質調査を行い、状況の把握に努めてまいる。

(委員)

資料2-1の3ページ「中山間地域等において多面的機能が維持されている農用地の面積」の評価が「A」となっているが、高島市に関しては中山間地域の高齢化が進み、放置されている農地も増えてきている。今まで保全されていた棚田も耕作放棄地が見えてくる状態になっているため、Aという評価に「大丈夫なのかな」という印象を受けた。中山間地域の高齢化、人口減少が進む中で、評価基準がこのままでいいのかという疑問がある。

また、「県産材の素材生産量」や「除間伐を実施した森林の面積」の評価が「C」になっており、実際、森林用務に携わる方の高齢化、減少という問題がある一方で、自伐型林業に関心を持つ若い世代が増えている。ただ、自伐型林業だけで生業がたつかというとな非常に

に厳しい状況ではあるので、そういった担い手不足への対策が必要だと思う。

(事務局)

1点目の「中山間地域等において多面的機能が維持されている農用地の面積」の評価だが、これは令和4年度の目標値に対して実績はどうだったのかという客観的な数値により「A」になっている。ただ、肌感覚として感じておられることや目標が適切かどうかというご意見は担当の農村振興課へ共有させていただく。

(事務局)

林業の担い手不足に関しては、ここ数年 240 人台を保っていたが、昨年度の調査では 226 人に減っており、非常に問題視している。滋賀県森林づくり基本計画の見直しを現在行っているところだが、その中で林業従事者の人数目標を 250 人とし、現状の水準から減らないように努力していく。

森林作業については高性能林業機械と呼ばれるようなもので生産性を上げて、採算性を改善していく取組を進めている。自伐型林業についても、市町と協力し、森林環境譲与税の活用等もしながら、そういった様々な視点から担い手確保に取り組んでいく。

(部会長)

その 250 人という目標は自伐型林業従事者を除いてということか。

(事務局)

林業従事者ということで、それを仕事としている人がカウントされている。

(委員)

評価指標の「琵琶湖漁業の漁獲量」、「除間伐を実施した森林の面積」、「県産材の素材生産量」のは目標数値が年々変わっている。なぜそれが変わっているのかというのが読み取れない。どういう状態が琵琶湖の環境保全にとって理想形なのか、ということが読み取れないので評価の A や C の理由がわからない。

点検結果の文章での記述は、数値が目標を達成したのかどうかということばかりで、社会状況全体の評価の記述があまりない。指標はあくまでも指標であり、理想とされる状態からのどうなのかという記述があると県民は読みやすいと思う。

(事務局)

例えば、漁獲量の目標の変化については昨年度もご指摘をいただいており、これは現状との乖離があるために見直しを行ったものと回答をさせていただいた。令和 12 年に 1200 t という目標があり、その中間である令和 7 年には 900 t に設定している。目標数値の変

更はそれぞれの事業や計画の中でされているものだとご理解いただきたい。

点検結果の記述については、数値がどのように変化しているのか、どういった行動をとらなければならないのかなどを記載している。もし具体的にこのような記述ができないかというご意見があれば事務局までお知らせ願いたい。

(委員)

資料2-1の7ページ「温室効果ガス排出量の削減は着実に進んでいる」や、資料2-2の53ページに「減少に転じている」と書かれている。これを県民が見ると「このままで良いんだ」と思ってしまうと思うので、例えば資料2-2の53ページではグラフに2030年の目標値を入れて、「減少はしているものの、目標を達成するにはさらに努力が必要だ」と記述するなど、工夫してほしい。

(部会長)

皆さんの意見をまとめると、「評価を見るとうまくいっているように書いてあるが、実感としてはそうではないから県民が環境課題に取り組むことをより促す記述にしてほしい」ということ。これからは人々が環境に関わらなくなることによって、環境や生物多様性が破壊されていくという側面が強くなっていくと思う。環境に関わる人、農業や林業、漁業の従事者の人口はどんどん減っていき、現時点では掲げている数値目標を達成できているところもあるかもしれないがこれから先さらに難しくなると思う。そういったことも点検結果の中で記述をしていただきたい。

(委員)

先ほど漁獲量の目標数値が下がっていることに関する話があったが、これは漁業のお金の面で目標を設定しているのではないかと思う。資料2-2の35ページ36ページには魚たちのにぎわいを復活させるプロジェクトや琵琶湖漁業再生ステップアッププロジェクトが書いてあり、そこには少し漁獲量が回復しつつあるという記述もある。そういう長い目で徐々に増やしていこうという努力がされているのに、目標値が前後して「漁獲量が減少している状況が続いている」という評価のみだと、努力が見えてこないように思える。水産課のほうでは経済が回る意味での漁業の漁獲量を設定しているように印象を受けるが、漁業の担い手が減っているから漁獲量が減っているのか、魚のにぎわい復活等のプロジェクトの効果がまだでていないからなのか、そういう考察をもう少し加えていただくと、将来への展望がポジティブに考えられるのではないかと思う。

(委員)

わかりやすい評価結果の資料ではあるが、評価をしたあとに次にどうしていくのか見えないとつながっていかない。そういった記述を次年度以降は入れていただきたい。

また、「A」評価が続いている場合には、この評価自体が適切なのかということも検討し、評価自体の見直しも検討していただきたい。

資料2-2の第11章の「滋賀県環境マネジメントシステム」で「集計中」と記述があるものはいつ頃終わるのか伺いたい。

(事務局)

ちょうど集計ができたところだと思うので、記載するようにする。

(委員)

評価方法については、数値目標の設定が妥当かどうかというところが一つの観点になると思う。国の方針に従って客観的に書いているものと、それぞれの担当課が議論しながら設定をしているものもあると思う。ただ目標を低くすれば「A」、高くすれば「C」になるということがあるので、できれば目標値の設定が妥当かどうかというのを何らかの形で示せるものがほしい。

(委員 (チャット))

環境白書は子ども向けのものもあるのか。皆さんに読んでいただき、話題にさせていただくことが重要だと考えているのでぜひ積極的に仕掛けていただきたい。

「ゴミ」は「ごみ」と表記していただきたい。

万博等に向けて、水系（森里海）でつながるような仕組みや、情報発信、仕掛けなども検討の余地があると思う。

(3) 第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について

事務局が資料3に基づいて、第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について説明。

(委員)

資料11ページの「SDGsとMLGsの関係性」についてだが、「貧困を終わらせる」とか「ジェンダー平等」など、関連事業数は2や3あるが、具体的にどのような関連があるのか教えていただきたい。

(事務局)

手持ちの資料ではわからないため後日回答させていただく。

【後日回答】

本計画は環境学習による人材の育成によって持続可能な社会づくりをめざす計画で、SDGsの主にゴール4に貢献するとともに、すべての目標の達成に資するものである。

SDGs のゴール 1、5 に該当する事業の内容としては、SDGs や MLGs についての理解を深めるための教員を対象とした初任者研修等が挙げられており、すべてのゴールに該当するとしている。

また、環境学習は多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進めることが重要であり、以下の例のように、環境学習関連事業と SDGs の各ゴールを関連づけて把握を行っている。

(例) 女性団体活動推進事業

当該事業は、女性や地域に関わる様々な現代的な学習課題に対する学習機会の充実のために研修事業等に補助を行うものであり、ゴール 5 「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う」に関連する取組であるとともに、研修会の一環として、環境問題についての学習が行われている。

(部会長)

おそらく学習計画のテーマの中に例えば「貧困」に関わるものがあれば、それを事務局で集計しているのだろうと想像している。

(委員)

資料の 10 ページを見ると、環境保全行動実施率を測るために「環境保全行動を実施していますか」という質問をたずねていて、その環境保全行動の例としてマイバックの持参や節電があげられている。それ自体はとても重要なことだと思うが、それがすべての成果として十分なのか。実施率は 8 割程度となっているが、例えばマイバッグの持参をするだけでは気候変動への対策としては不十分であると思う。この指標が変えられるものであるかはわからないが、今後この指標では不十分だと思う。

(部会長)

アウトカムを測る指標というのに使えるのが現時点ではこのアンケートの結果しかないということで、不十分であるとわかりながらこれしか利用ができないというジレンマに陥っているのだと思う。なかなか環境学習の効果を測るというのは非常に難しいと思うので、もしよい考えがあれば教えていただきたい。

(委員 (チャット))

数年前より、ギアモデルを用いた評価がしにくいといった意見があったと記憶しているが、モデルはモデルであり、当てはまらない実態があることも理解している。評価方法の改善も検討してみるのもよいと思う。例えば、モデルに合致しない実態をすくい上げるオプション的な方法を備えるなど。

(部会長)

計画の終了年度はいつか。

(事務局)

令和7年度までである。

(部会長)

今ちょうど真ん中あたりということか。一度評価の仕方について事務局で検討していただく良い機会だと思うので、よろしく願います。

本日予定していた議題は以上である。

(以上)